

平成18年度第1回熊本県環境影響評価審査会

議事概要

1 日時

平成18年5月17日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

熊本テルサ2階「りんどう・つばき」

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

木田会長、石田委員、板楠委員、江端委員、北園委員、古賀委員、高添委員、竹村委員、長谷委員、林委員、福田委員(委員12人中11人出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

坂本課長、福留課長補佐、内東主幹、東参事、工藤参事、河野主任主事

(3) 事業者等

(有)オー・エス収集センター 代表取締役社長 野原雅浩 他8名

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者1社

4 議題

(1) 「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」環境影響評価方法書について

(2) 計画段階環境影響評価制度について

(3) 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正について

5 議事概要

(1) 「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」環境影響評価方法書について

事業及び環境影響評価の概要について

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明を行った。

熊本県環境影響評価審査会意見(案)について

特に意見なし。当該(案)で了承。

その他(方法書作成等全般的な事項について)

<内 容>

委員

48頁から動物と植物の記載があり、動物については、天然記念物等いろいろチェックが入っているが、植物に関しては、第4回自然環境保全基礎調査に基づく巨樹・巨木のみが挙げられている。これでは調べてなかったのかどうか判别できない。それで事業者に質問したところ、「方法書の段階ではどういう文献を探すのかを記載すれば良く、どういう資料を使って調べるのかは準備書の段階で記載することになる。」との返事があったが、アセスの流れとして、方法書あるいは準備書の段階でそれぞれどこまで求めていいのか、現況はある程度調べられる資料は調べておかないと現況とは言えないはずである。それを準備書に回すということになると、準備書の中で問題が出た場合は更に評価書に先送りになるのではないか。アセスの流れとして、方法書がどこまで、準備書がどこまで、というのがはっきりされていないのではないかと全体的な疑問を持った。そのあたりについて方法書や準備書を作成する指針として持っているのか。

事務局

委員から指摘のあった点については、気になったところである。55頁の巨樹・巨木だけの記述ではなくもう少し調べてくるべきだと認識している。方法書の段階では、まず現況をいろんな文献等で調べて把握することが必要だと考えている。意見(案)の植物(1)は、委員からの御意見を踏まえて記載したものである。

委員

この方法書だけではなく、これからいろんな形で方法書や準備書が出てくると思うが、県の方からどういうものを出して欲しいという基準がもう少しはっきりしていないと、いろんな方法書や準備書が出てくると思う。前回の事業者からの回答の内容は「現時点では、事業実施区域及びその周辺の植物史の情報が記載された資料を確認できていない。方法書の記述は現地調査を行うとともに引き続き既存の資料の確認をしていくこととしている。」となっているが、これで良いのか。

事務局

あくまで方法書は、委員の御意見のように、現況をできるだけ正しく把握した上で作成するのが本来正しいやり方だと認識している。それを踏まえ本格的な調査に入っていくものとする。

委員

もっとも気になったのが、はしがきの7行目に「13年間の実績と技術がある」と記載されているが、それは事実だと思うが、全体として、これまで安全だったからこれからは安全だという慢心が流れているのが感じられた。こういうニュアンスでは実施して欲しくない。これは危険だという気がした。

委員

できれば方法書の説明は調査会社が行うのではなく、主体的に関わる者が行うのが良いのではないかと。中身を十分把握できているので、何か問題が起こった時にその場でその会社で説明ができる。事業主体の会社のできたら現場の若い人にやってもらいたい。また、機械はいつか古くなって壊れるものなので、

その辺のことを認識してやってもらいたい。

事務局 委員の御意見の趣旨はよく理解できるが、今後の検討課題とさせていただきます。

委員 なかなか難しい問題だと思っている。事業主側でこれだけの方法書を作成するのは大変であり、コンサルと事業者が一緒になって作っていくようになれば良いのではないか。

事業者 コンサルとメールのやり取り等をしながら作成したもので、内容は把握している。過信があってはいけないというのは十分心得ているし、絶対ということはないのは分かっているので、今後十分配慮して行っていきたい。

委員 審査会の個別意見も多く出ているので、それらを参考にして準備書を準備してもらいたい。また、私個人の研究柄産廃関係のメーカーと話す機会も多いが知識も豊富であり、教えてもらうことも多い。逆に機会があれば準備書の段階で説明をお願いできればと思う。

(2) 計画段階環境影響評価制度について

< 審議内容 >

委員 例えば、これまでの具体的な案件でいえば、塩屋漁港埋立事業が対象となったのではないか。事業アセスの方法書が出てきた時、「なぜ塩屋漁港を選んだのか」ということについての説明があり、複数の候補地から選定し、その理由について説明があった。そのような感じで考えて良いのか。

事務局 塩屋漁港の場合は、一部計画アセスに当てはまる部分があったと考える。

委員 塩屋漁港の場合は、複数の候補地を点数付けし塩屋漁港を選んだということが、その説明は質疑の中で出てきた。もし、計画アセスがあればそれが先に出てくると考えて良いのか。

事務局 そのとおり。まず、計画アセスの手続の流れを実施し、どの場所に決めるか、どこにルートを決めるかということを公にしながら、審査会、住民の意見を聞きながら実施していくことになる。そして、計画アセスの結果を踏まえ、決定された場所やルートについて、現在の事業アセスを実施するという2段階になる。

今、問題となっているのが、なぜこの場所になったのか、なぜこのルートになったのかという検討が、事業部局の内部では行われていたかもしれないが、あまり公にはなっていなかった。その後の事業アセスの段階では、既に

場所等が決まっている段階での環境配慮となってしまふ。今後は、場所やルートを決める段階から公にしながら進めていくことになる。

委員 やはり我々の身近に考えると、塩屋漁港埋立事業が理解しやすい。候補地を選定した説明が計画アセスであり、その後が事業アセスと理解すれば分かりやすい。

事務局 塩屋漁港は分かりやすい事例だと思うが、塩屋漁港をそのまま手続に当てはめると、もっと前の段階から公に進めながらやっていくということになる。

委員 先日、県の公共関与廃棄物処分場の候補地が新聞で発表された。その中で、何箇所かの候補地を評価し選定したと書いていた。計画アセスがあれば、そのような話も該当すると考えて良いのか。

事務局 今後、新たに計画を策定しようとする県の事業計画であれば該当する。

委員 個人的には、アセス委員に就任した当初、初めから場所やルートが決まった段階で、環境アセスが進むということが気になっていた。その点からは、個人的には画期的な試みではないかと思う。

ただ全て比較のために複数案を出さないといけないかということ、かなり経済的な面でも負担が掛かる。この場所と決めても、検討する中で変更を多少許せばいいのではないか。複数の案が必ず必要かどうかという点が気になっている。だから、事業アセスの調査をしていく段階で、少しずつしたりすることが可能となれば、ここまで厳密にする必要があるかという点が気になる。

事務局 今のアセスでも、絶対にこの場所から動かせないかといったらそうではない。再アセスを実施しないで許される範囲が、 %以内等決まっている。しかし、その範囲を超えてしまうと再アセスが必要となり、振り出しに戻ってしまう。

もう一つ、場所が決まっている場合でも、その中での配置などを考慮しながら複数案を検討し、事業者に環境配慮を検討して頂きたい。事業者としては、必ずしも環境面で最も良いと思われる案を採用するとは限らない。最後に社会経済面等を考慮して事業者が決定し公表するため、事業者が説明責任を負うことになる。

委員 複数案のそれぞれに平等に力を尽くして提案するという形になる。そのことに無駄を感じる。しかし、それだけのことが必要な大規模な事業が対象であるともいえるが。

事務局 複数案の全てに、事業アセスで実施している精度を求めているものではな

い。複数案を比較する項目のみ取り上げ、その項目のみ調査すればよく、負担はそこまでないと考えている。

例えば、事業アセスの調査費が 5,000 万円だったとしても、計画アセスでは 3 案であるから 1 億 5,000 万円ということではなく、それよりもはるかに安い費用で済むものと考えている。数百万円で終わったという例も聞いている。複数案については、文献調査とか、比較するに足りうる情報で比較を行う。複数案を比較しても差が出ないような項目ははずし、比較する項目に絞ってアセスを実施することになる。

委員 先行されている他県の場合、複数案の設定についてどう考えているのか。

事務局 埼玉県は、複数案を設定できない場合は、1 つの案でも良いという考え方を採用している。しかし、本県では、そのような考え方を採用すると、事業部局が恣意的に 1 案しかないという可能性があり、そうなった場合、環境部局では対応できない。まず、制度を施行していくスタート段階としては、必ず複数の案は必要であると考えている。

これまで埼玉県では、3 つの実施事例があるが、結果的には全て複数案を作っている。

委員 全滅危惧種などが見付かった場合などは変更の対象となるのか。3 つの案のうち A 案が最も良いが、絶滅危惧種が見付かった場合など、B 案にするのか。

事務局 計画アセスは、そのような絶滅危惧種等を事前に把握するための制度である。A 案に絶滅危惧種が見付かった場合、そのことを踏まえて計画策定を行うことになる。仮に、絶滅危惧種がいるにもかかわらず、その案を策定するのであれば、その理由を公表していくため、その意味で事業部局が説明責任を負うことになる。絶滅危惧種がいるから、その案を避けなければいけないということを制度の中で規定することは出来ない。

事務局 技術指針（素案）の P3 に、第 5 の 1(3)ウに、「計画段階において、著しい環境影響についてはできるだけ回避することが重要であることから、特に、いったん失われると取り戻すことが困難な環境影響のおそれのある項目については可能な限り選定する」としている。

委員 以前の塩屋漁港の時に県の指針があり、「絶滅危惧種が見付かった場合は避ける」とあったと思うが、計画アセスが出来ることで、その指針が変更されるというわけではないのか。

事務局 そういうわけではない。絶滅危惧種等がいる場合は、ルート等を避けるという考えは変わらない。

委員 説明の最後に「対象計画案の評価」とあり、それぞれの案を、大気質や動植物などの項目ごとに評価しているが、それぞれの項目の中で点数として差が出るのか。

事務局 それぞれの項目間で点数によって評価し、合計するという意味ではなく、それぞれの項目間の複数案の特徴を見ていくという意味である。

委員 絶滅危惧種がいる場合などはウエイトが高くなると思うが。

事務局 そういった場合は、その要素を重視して事業者が計画策定を行い、策定結果について最終的に公表することになる。

委員 選定する項目によってウエイトの違いが出てくるような気がする。

委員 塩屋漁港の場合は、第 1 期工事で既に絶滅危惧種が見付かっている。その時は移設を行っている。

事務局 塩屋漁港の時には、項目間に点数付けを行い、絶対評価的な点数を付け、最も合計点が低いところが環境に最も良いという説明だった。計画アセスでは、仮に絶対的評価を行うと、何をもちて 5 点、10 点とするのか等の問題があり、なかなか点数付けは難しいと考えている。動物にしても、ある動物が 5 点で、ある動物は 3 点など、点数化は難しい。したがって、事業者自らの判断で、複数の計画案の中で相対的に比較評価を行う方法を考えている。
その評価については、まず事業部局が行うが、それぞれ段階で住民や審査会等から意見を聴き、評価がおかしいということになれば、評価し直すということになる。最終的な事業計画の策定段階では、そのような意見を踏まえ、決定が行われることになる。
当初点数化ということも検討したがなかなか難しい。項目によりウエイトの差があるかもしれないが、まずは項目間で整理することが必要であると考えている。

委員 この制度は、動植物等の自然環境に対して事前に調査予測評価を行い、このような事業計画を考えているが行って良いかという、いわば自然環境に対するお伺いみたいなものである。
一方、住んでいる人間に対しては公告縦覧等によりお伺いをたてることになるが、ほとんどの場合が意見なしという形となり、知る手段・知らせる手段が弱いような感じがする。何か他の方法も取り入れる方法はないのか。

委員 ポイントは情報公開と住民参加をどうするかである。住民の意見がどのように反映されるのか、システムとしてどのように確立すべきかということである。市町村長に連絡するだけでなく、「住民に徹底を図る」などの文言をいれて欲しい。

地域に住んでいるとよく回覧板が回ってくる。いらないと思うものまで回ってくる。そのようなシステムを利用して、今、この地域でこのようなものが公告縦覧されているということ徹底すればよい。そこまでのシステムを構築しておけば、住民も意見が出しやすく、情報公開と住民参加が促進され、後の話もしやすくなる。

あと、戦略アセスと計画アセスとの違いである。戦略アセスの中にはこの事業を行うか、行わないかということの政策段階でのアセスも含まれてくる。今回の計画アセスは、その段階が終わった段階に実施するものである。説明する際には、計画アセスだけでなく、戦略アセスも含めて説明する方がよい。戦略アセスにはいくつかの要素があり、その一部である計画アセスだけ出してしまうと計画アセスが戦略アセスであるという誤解を招く危険性がある。

事務局 了解。

委員 技術指針（素案）の中の第 4 の「計画特性及び地域特性に関する事項」の中で、「地域特性に係る調査項目については、単に網羅的に調査するのではなく、必要な項目のみ重点的に調査する」とあるが、誰が必要かどうか判断するのか。事業者の主観や恣意的なものが入る危険性があるのでないか。むしろ、環境アセスを考えた場合には、網羅的にしておいた方がよい。網羅的にしておかないと人によって違いが出る。「多くの情報を調査し、できる限り整理する」と変えた方がよい。人の判断によって変わってしまう危険性は避けた方がよい。

もう一つ、第 4 の 3 の「…当該文献、資料の出典及び現地踏査における確認方法を明らかに」とあるが、方法だけでなく結果も入れた方がよいのではないか。

また、「必要に応じ」という言葉があるが、非常にその言葉は怖い。調査方法の中でも、「必要に応じ専門家からの意見聴取」とある。これも誰が判断するのか。そうではなく、「必要に応じ」という言葉を取って、「市町村、専門家への意見聴取も行う」とした方がよいのではないか。その方が環境アセスの趣旨ではないか。

委員 事業アセスと計画アセスは同じように実施することは困難だということ、深さと広さにおいて、計画アセスは事業アセスに比べて軽い調査をするということであると思う。計画アセスでは特性に応じて重点的に選んで実施すれば、事業アセスよりも手間も金もかからないということだと思うが。

今の御意見のように網羅的にしなければ、抜けるところがあるとなれば、「重点的にする」という判断は誰がするのかという問題となる。一般的には、この地域ではこういう特性があるから、これはしないといけないということは自ずと分かるが、そこから抜けてしまって、事業アセスに進んだ時に、決定的な欠点が浮かび上がってこないかどうかという点が今になって心配になった。

- 事務局 そのことについては、手続を実施していく中で、中身を公表して、様々な意見を聴いていくことになるため、項目について足りなければ、手続の中で、計画書に対する意見として出てくれば、事業者もその意見を反映することになる。
- 委員 事業アセスでは方法書に、計画アセスでは計画書の段階でそのような意見がでてくるといふことか。
- 事務局 これからどのような項目について、どのような調査等を行っていくかという事業者の考え方を示したものが、計画アセスの計画書であり、事業アセスでは方法書に相当する。その考え方について、住民や審査会の意見を聴いて、その考え方を修正した後、調査を実施していくことになる。委員のご心配については、そのような手続によりある程度補えるものと考えている。
- 委員 制度としてはやらないよりは良いと思うが、実地調査をしないとあるが、事業アセスで実際調査してみたら、こんなことが出てきたということはあるか。
- 事務局 文献で把握できないものがあるという動植物等についてはそのような可能性はある。したがって、計画アセスの段階でも現地調査等による情報収集が必要な場合もあると考えている。全てが文献調査で良いとまでは考えてはいない。
- 委員 網羅的に調査を行ってしまうと、計画アセスと事業アセスが同じウエイトの置き方になってしまう。計画アセスでは、なぜこの場所になったのかということの透明度を増すためのものと考えべき。事業アセスの方法書まで過程を公開していく。そのように考えないと、事業アセスと計画アセスを同じ比重で考えると、ものすごい作業になり、却って大変なことになる。
- 委員 むしろその後の事業アセスは却ってスムーズに進むと考える。計画アセスで比較評価を行えば、データがそろそろ。しかも最新のデータである。生き物の社会は遷移していくため、一番新しいデータを元にして比較しながら進めていく必要がある。この点から、事業アセスはスムーズに進むと思う。
- 事務局 生物関係についてはそのようなことが言える部分はあるが、あくまで計画アセスでは、複数の計画案がそれぞれ環境面でどのような特徴を持っているか、その特徴の差が出る項目をピックアップし、比較評価していくということである。そのような手続を経て、場所が選定されれば透明性は確保できる。
- そうすれば、事業アセスの段階では「なぜこの場所になったのか」という議論は出てこないものと考えている。

- 委員 計画アセスを行い、事業アセスで 1 つの案になり、仮にその案が事業アセスにおいて問題になった場合、計画アセスでの候補を再検討するというフィードバックはあるのか。
- 事務局 どうしても回避できないという判断になれば、事業を最初から考え直していくこととなる。
- 委員 その時に計画アセスでその他の候補を考えておくと考え直しやすい。
- 事務局 事業を見直し、場所を変えらるれば、なぜ変えるのかという説明も必要となる。同じような手続がさらに必要になるケースもあるかもしれない。そのあたりはさらに検討が必要である。
- 委員 計画アセスを行えば、事業アセスでしなくてもよい項目を作っておけば事業アセスは簡単になる。生物関係は計画段階でしっかりしておかないと後々大変である。一方、地形的、地質的なものは大きく変わらないようなものは簡単な机上的なものでよい。やはり、重要な項目については前もってやりましょうという形にした方がよいのではないか。
- 事務局 その点については御指摘のとおり。計画アセスの段階で、機械を持って行って調査をしたとか、足で踏査しながら調べるような労力については、もちろん事業アセスで使えるものは使ってもらおうように考えている。
- 委員 そのような項目を制度の中に盛り込めば、計画アセスで「ここはしないといけなない」ということになる。そうすれば事業アセスで二度手間にならない。また、今後、意見を出すときも整理がしやすい。
- 委員 ケーススタディの地形地質については項目はこれではほとんど意味がない。重要な地形地質を評価しているが、そのようなものは一般にはない。むしろ、地形地質の問題とは、その地盤の下にある。軟弱であるとか、岩盤が不安定であるとか。ルートを選ぶのであれば、そこはきちんと調べておかなければならない。このケーススタディにはそのような項目はない。景観としての重要な地形地質について評価してもほとんど意味がない。地質そのものについては、既存のデータにより把握しようとしてもできない。教科書的な地質図があっても、細かい地質状況が記載されていない。計画アセスではそれを調査しないとルートは選べないと考えた方がよい。
- 委員 計画アセスは、県が策定する事業計画を対象とするのであれば、委員の意見のような形でも良い。県以外の事業を対象とするようになった場合、そのやり方が通るかという問題がある。計画アセスで全て調査を行うとなると、県以外の事業でどこまでできるのかという問題がある。これを県の事業のみ

にとどめるのであれば、それでも良いが。

事務局

現段階では全国で4自治体のみ先行して行っている。その状況下の中で熊本県も実施していこうしている。したがって、まずは県の事業について、しかもアセスの対象規模以上を対象と考えている。その他の民間事業などについては、県事業で実施していく中で問題点を整理しながら、さらに他の自治体の動向を踏まえながら考えていきたい。まず、県の事業でやってみようというものである。

委員

地元の住民からすれば県の事業でも他の事業でも一緒である。こっちの事業では計画アセスを実施し、別の事業ではそれを実施しないのかということにはならないか。

事務局

そのようなことも出てくるかもしれないが、そこまで制度化するためにまだまだ考慮すべきことがたくさんある。

委員

最終的には民間事業まで視野に入れて制度を作っていくと、住民は納得できない。最終的には民間事業も視野に入れているが、今はどんな問題が出るか分からないため、県事業から先に実施するという形での説明が必要ではないか。

委員

このような制度が立ち上がると最終的には民間事業にも適用していくことになると思う。その時に計画アセスの段階で複数案について、それだけきちんとするのかということに危惧する。お金のかかり方がものすごく大きくなる。先ほどの説明であればそうではないが、今出てきた委員の意見を取り入れて、もし計画アセスを実施するのであれば、かなりの費用を要することになる。

事務局

そのあたりは、どこまで求めていくかということになるが、あくまで計画アセスは、環境面から見て複数案の長所短所を相対的に比較し、最終的に事業者が環境面からの評価を反映した形で計画策定を行うものである。現段階では、何もかも計画アセスの中で評価を行うというのは無理であると考えている。手続を進める中で、審査会や住民の意見を聴きながら、足りないものを事業者が取り入れていくことになると考えている。

委員

計画アセスの方向性は間違っていないと考える。確かに全ての事業に適用することも難しいことであり、県事業からということも納得できる。情報公開と住民参加も非常に重要であると考えているが、危惧するのが、例えば、複数案を出す場合、住民参加は大事であるが、利害関係もかなりでてくるのではないか。それをどうしていくのか少し心配である。自分のところにルートが通るか通らないかということは住民として大きい。

- 事務局 現在、計画アセスだけでなく、国土交通省等でP I、パブリックインボルブメントという市民参画型道路計画形成というものがあり、事業者自らが複数案を提示している。熊本県でも天草の幹線道路で同様のP Iを実施した。むしろ、今は事業部局の方が積極的にそういった取り組みを実施している。その中では利害関係等の問題も想定した上で実施しているものであると考える。
- 事務局 P Iのイメージは、どちらかという住民の経済面や利便の問題などを利害関係が前提に出てくる。計画アセスはP Iと併行して実施していくことになるが、計画アセスは、そういった人間中心の考え方だけではなく、環境面からもこういった問題があるという情報提供しながら、P Iなどにも反映していこうと考えている。やり方としては、P Iと併行するか、環境面を先にするかは、事業部局の中で考えてもらって、これまでの住民参画という流れの中に環境配慮という点も考慮して頂きたい。
- 委員 事業を円滑に進めていくためには、計画アセスを行うことはよいことである。今では急に計画が示されるのが、事前に計画段階で複数のルートを提示してそこに決まりました、という進め方であれば、住民としても納得できる。ゴミ処理場などでも、いきなり話が突きつけられたようであれば住民感情としてもかなりきつい面もあるが、そういった感情を少しでも和らげることになる。
- 委員 計画アセス、事業アセスという流れは問題はない。計画アセスの段階でのウエイトの掛け方が重要となる。
- 事務局 我々も計画アセスを考えていく中で、事業部局とも色々協議してきたが、一番問題となったのが、調査をどこまで求めるのかということだった。厳格にすれば、複数案全てについて事業アセスと同じようにすれば一番良いのかもしれないが、場所も明確に決まっていない段階で、そこで環境特性を明確にしようとしてもできない。また、そのような段階で全ての複数案に事業アセスと同様に行うことは、不経済で現実的ではなく、計画アセスそのものが難しくなる。
- そこで考えたのが、複数案を設定し、環境面でどのような特徴を持った案なのかということ相対的に比較できるような項目を選定してもらう方法が一番分かりやすいのではないかと考えた。さらに、その方法についても、基本的に文献調査としている。しかし、最終的に事業アセスを実施した場合、貴重種が見付ければ、再度計画アセスに戻ることになりかねないため、そういった貴重種等があるような地域であれば、計画アセスの段階で専門家の意見や現地踏査等を行って、そのようなことも踏まえ、最終的に計画策定の段階でその地域を避けるような方法を事業部局に考えてもらいたい。
- 最終的には事業者の責任において、計画策定を行うわけであるため、もし、貴重種等がいたら戻らなければいけない、ということも考えれば、計画

アセスの段階で現地調査が必要な場合も出てくる。その辺りは事業部局にも了解頂いている。

しかし、はじめから現地調査が原則となると、先ほどの話のとおり、コスト等の現実的な問題が出てくるため、まずは、文献等で調査を行うということとし、分からない場合などは専門家等に意見を聴くような流れにしている。なお、市町村についても、全て意見を聴くようにしているため、必要な情報があれば提供されることになる。委員からの意見にもあったが、やはり住民に広く知ってもらい、情報を集めるということが重要になると考えている。今まで広報といっても、県公報に掲載し、縦覧するだけといったものだったが、今後、広報の方法については考えながら、より広く情報を入手できるような制度を検討したい。

調査については、原則文献調査を中心としつつ、現地調査については、言葉の問題はあるが、必要があればということにして、事業者が何かあれば最終的には戻らなければならないという観点で調査については判断してもらいたい。リスクを考え、現地調査を計画アセスとするか、事業アセスとするかを考えて欲しい。

今後、詳細なマニュアルも作成する予定だが、その中で事業部局や審査会の意見も聴きながら、調査方法等についても整理していきたい。

委員 住民参加と情報公開については常に気になっている。意見なしということが多いので、どのように説明されているのか、いつも質問している。色々なところにコミュニティセンターができているため、事業者が日を決めて説明するなどの努力があっても良いと考える。チラシで入っても、なかなか見る人も少ない。本当に意見がないのかいつも疑ってしまう。

事務局 P Iなどでも、実際ここを通るということが明確にならないと、なかなか住民の方も真剣に意見を言わない場合もある。なかなか計画段階でおおよそこの辺りに計画があるといっても、どこまで具体的な意見が出るかは分からない。とはいえ、説明や複数案の提供の仕方、意見の求め方について色々検討しながら、より広く意見が頂けるのかは今後も検討していかなければならない。事業部局もP Iなどでも色々検討されているので、そのようなことも踏まえ、しっかり考えていかなければならない。

委員 今の住民参加のことであるが、身近なことであるが、公園の整備があったときに、説明会が公園のある地域には説明があったが、市町村単位で縦割りで動くため、すぐ近くなのに地名が変わっただけで、説明会が一回もなかった。環境であれば下流域であったり、風向によっては市町村をまたぐこともある。影響があると考えられる地域にも、情報の提供が必要であると考えられる。

委員 このケーススタディの P14 と P33 に表があり、適当に数字が入っている。騒音の項目ではとても容認できないような数字が入っている。どんな数字で

も良いが、環境基準の 70、65dB とあるが、道路に関する騒音の基準でそのような数字はない。50、60dB というのはあるが。その他にもいろいろあるが、適当でも良いが、あり得る値でないと。もう出来てしまっているのが良いが。ちょっと気になる。

委員 ケーススタディについては気になった点があれば、後日でも事務局にお伝え頂きたい。

事務局 今後の計画アセスに関する意見のまとめ方であるが、今回の審査会で頂いた意見を議事録として整理し、それを基に審査会意見として整理させて頂くことにしたいがよろしいか。後日、出来上がったからお送りしたい。

委員 了解。

(3) 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正について

< 審議内容 >

委員 環境基本法に沿った内容となっているということによろしいか。

事務局 そのとおりである。

委員 計画アセスで「対象事業の要否」とあるが、環境アセスを引き受ける時に不案内だったのが、果たしてこの事業が住民参加のもとでその要否について十分検討を加えられた結果アセスをしてくださったのかどうか。事業の背景が十分でなかったために、いつも不安を抱いていた。国の方針があって、事業の背景、経緯、必要性を明確化するようにという方向性が打ち出されているのは大変心強い。良い方向性である。

必要があって道路や処分場といった大型の施設が作られる以上は、どんなに注意しても環境への影響は免れないので、その再生についても必ず事業を進めるときに並行して考えていくことが必要である。また、リサイクル処分場なども将来にわたって再利用することについても、国が積極的に研究したり、助成したりするなどして満遍なく処理ができるような体制になったら良いのではないか。

委員 7 その他の(2)に関してだが、現在は廃棄物処理については中間処理をして最終処分場に行くのが当たり前になっている。一方、国の方はリサイクルをやりなさいどうこうと指導している。カスケードになったものをここで利用することはできない。出てきたものを処理するという観点ではなくて、紙で利用するという観点に立って県が廃棄物に対する処理を考えてもらいたい。この観点から、今回の改正では基準達成型からベスト追求型の促進とな

っているが、例えば、菊地市の最終処分場のように全く余水が出ない、そういうプロセスにしないということなのか。安定型で良いにも拘わらず遮断型で作っている、それは何故かという住民の承諾を得るためである。それが本当に良いことなのか。ことばの解釈が非常に難しい。そういうときに、例えば、基準達成型にはこういうプロセスがあって、こういう形をとればこれだけ費用が掛かるが皆さんどれを採とりますかというような形で、今後は説明していくべきではないのか。勿論余水が出ないのが一番良いが、それを最後のところでゼロにもってくるためのプロセスには、いくら環境が重要だと言っても、そこまですると競争力がなくなってしまうことになる。そういうことを下の方でどうこう考えても仕方ないので、もっと上流側で考えていくという考え方も、その他のところで取り入れてもらいたい。

事務局 ことばとしてはベスト追求型等となっているが、アセスの場合は事業者が自らの判断と責任でこういう理由でこういうふうにやりましたときちゃんと説明をする必要があるが、それが不足していたため、今回明確にさせるものである。

委員 趣旨は、最後に出てきたものをベストとするものではなく、もっと上流側でベストあるいはベターとなるような利活用方法、処理方法を考えていくようなアセスを考えてもらいたい。

事務局 今回の審査会の意見等を踏まえ、次回、具体的な修正（案）を提示し、御審議いただくことになるので、よろしく願いしたい。

委員 了承。

< 配付資料 >

会議次第

「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業」環境影響評価方法書に関する環境影響評価手続き等について（次第裏面）

「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業」環境影響評価方法書に関する熊本県環境影響評価審査会意見（案）（事前配付）

熊本県計画段階環境影響評価技術指針（素案）

環境影響評価の基本的事項（環境省告示）の改正に伴う関係法令等の改正について